

技管第 6 2 3 号
建不第 1 0 3 5 号
令和 2 年 2 月 2 8 日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止措置等について（通知）

本県の県土整備行政の推進につきましては、日頃御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添 1 のとおり通知がありました。

また、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う県発注工事等の契約の取扱いについては、令和 2 年 2 月 2 6 日付け建不第 1 0 2 5 号により適切な運用を通知したところです。

これらの通知の趣旨を踏まえ、県においては、工事及び調査、設計等の業務について、別添 2 のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体におきましてもご理解と適切な対応をお願いします。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116

事務連絡
令和2年2月27日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務の一時中止措置等について

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）において、適切な対応をお願いしたところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月26日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、国土交通省直轄工事において別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

国地契第 44 号
国官技第 357 号
国営管第 384 号
国営計第 120 号
国港総第 593 号
国港技第 83 号
国空予管第 807 号
国空空技第 520 号
国空交企第 371 号
国北予第 45 号
令和 2 年 2 月 27 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期である。令和 2 年 2 月 26 日の新型コロナウイ

ルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところである。

については、既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではない。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、別表の「契約書」欄に掲げる各契約書（以下「契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、別表の「適用条項」欄に掲げる各規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

別表

	契約書	適用条項
1	「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)別冊工事請負契約書	第19条 第20条
2	「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省営管発第556号)別冊工事請負契約書	第19条 第20条
3	「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)別冊工事請負契約書	第19条 第20条
4	「工事標準請負契約書について」(平成8年3月19日付け空経第212号)別冊工事請負契約書	第19条 第20条
5	「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)別冊土木設計業務等委託契約書	第19条 第20条
6	「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」(平成8年2月29日付け港管第444号)別冊設計・測量・調査等業務契約書	第19条 第20条
7	「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
8	「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省営管発第335号)別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
9	「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
10	「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国営管第7号、国営技第2号)別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
11	「調査・測量等業務契約書について」(平成22年10月29日付け国空予管第628-2号)別冊調査・測量等業務契約書	第19条 第20条
12	「工事設計業務契約書について」(平成22年10月29日付け国空予管第629-2号)別冊工事設計業務契約書	第21条 第22条
13	「工事監理業務契約書について」(平成22年10月29日付け国空予管第630-2号)別冊工事監理業務契約書	第14条 第15条
14	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第396号)別冊調査業務請負契約書	第17条 第18条
15	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第397号)別冊業務契約書	第9条
16	「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)別冊発注者支援業務委託契約書	第20条 第21条
17	「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月27日付け国港総第577号)別冊発注者支援等業務契約書	第21条 第22条

技管第 6 2 3 号
建不第 1 0 3 5 号
令和 2 年 2 月 2 8 日

部 内 各 課 の 長

様

部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止措置等について（通知）

このことについて、令和 2 年 2 月 2 7 日付け事務連絡で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

また、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う県発注工事等の契約の取扱いについては、令和 2 年 2 月 2 6 日付け建不第 1 0 2 5 号により適切な運用について通知したところです。

これらの通知の趣旨を踏まえ、工事及び調査、設計等の業務について、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応するようお願いいたします。

また、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

記

1 受注者からの工期の見直し等の申し出について

新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切に対応を講ずるようお願いします。

なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱うこととします。

2 建設工事請負契約書第21条（工事の中止）について

建設工事請負契約書第21条第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされています。

新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる事業がある場合においては、各発注者において的確に工事の一時中止を指示するようお願いいたします。

なお、上記1、2の措置を講ずるにあたっては、必要に応じ、工期の見直しも含め、施工期間等の適正化に努めるよう留意願います。

3 上記1又は2の対応に関する受注者への周知について

上記1又は2の対応について、別紙を利用し工事等の受注者への周知を行うようお願いいたします。

4 工事又は業務の一時中止措置等とそれに伴う繰越等の措置について

既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関しては、下記のとおり取り扱うこととしますが、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではありません。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。

その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。

なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。

一時中止の期間は、本通知から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、上記(1)に準じて対応する。

この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

(3) 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

上記(1)又は(2)の措置等に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産課契約・審査班 043-223-3116

(別紙)

受注会社の皆さま

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
工事及び業務の対応について（お知らせ）

千葉県

- 1 施工中の工事及び業務については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長について、発注者より意向を確認します。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行います。
- 2 また、新型コロナウイルス感染症の罹患に伴い、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、建設工事請負契約書第21条により、発注者より、工事の一時中止を指示することとなります。
- 3 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、受注者から工期の見直し等の申し出があった場合は、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。
- 4 上記2及び3については、各発注機関と速やかに協議するようお願いいたします。
- 5 上記1～4については、調査、設計、測量等の業務委託についても、同様の取扱いといたします。